

【資料】 国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件） 暫定措置命令

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」国際海洋法裁判所暫定措置命令
暫定措置命令
Mensah 特任裁判官の個別意見

はしがき

以下に訳出するのは、2015年4月25日に国際海洋法裁判所（ITLOS）が言い渡した「大西洋におけるガーナとコートジボワールの間の海洋境界画定に関する紛争」（ガーナ／コートジボワール）（第23号事件）（以下「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」とする。）に関する暫定措置命令である。

ガーナは2014年9月19日付の請求通告書でコートジボワールを相手に本件事件を国連海洋法条約附属書Ⅶ仲裁裁判所に付託し、同年12月に両国は、本件事件をITLOSの特別裁判部に付託することに合意した（本案事件）。翌年2月に、コートジボワールが暫定措置を同特別裁判部に要請した。本翻訳は、この暫定措置命令を訳出したものである。本案事件の判決は、2017年9月23日に言い渡された。これは別稿で訳出する予定である。

このコートジボワールの暫定措置要請であるが、これは、両国の海洋境界線が未画定である海域（本暫定措置命令では「係争海域（disputed area; area in dispute）」と呼ばれた。）でガーナがまたはガーナの許可を得た企業が石油

資源の探査開発活動を行っており、コートジボワールがこの活動により回復不可能な侵害が生じる危険があるとして、その活動の停止を求めて、海洋法条約290条1項の規定に基づき暫定措置を要請したものである。ITLOSに付託された海洋境界画定事件は、ベンガル湾海洋境界画定事件(バングラデシュ/ミャンマー)(第16号事件、2012年3月14日判決)に続き2件目であるが、海洋境界画定事件に関して暫定措置要請がなされたのは、本件事件が初めてである。

この裁判において(暫定措置・本案の両方とも)、海洋境界線が未画定な海域において紛争当事国はいかなる義務を負うのかが、問題となった。これは、近隣諸国との間で領土紛争を伴ういくつかの未画定海域を有する日本にとっても、重要な意味を持ちうる。本件暫定措置命令及び本案判決において、特別裁判部がどのような理由でいかなる判断を示したのか、注目してもらいたい。

本件暫定措置命令は、裁判官全員の賛成により指示された。唯一、ガーナが選定した Mensah 特任裁判官が個別意見を付しており、これも訳出した。適宜参考にしてもらいたい。

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令

【翻訳】「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」国際海洋法裁判所暫定措置命令

大西洋におけるガーナとコートジボワールの間の海洋境界画定に関する紛争
(ガーナ／コートジボワール)

暫定措置命令

臨席者：BOUGUETAIA 国際海洋法裁判所次長兼特別裁判部長；
WOLFRUM、PAIK 各国際海洋法裁判所裁判官；MENSAH、
ABRAHAM 各特任裁判官；GAUTIER 書記

大西洋におけるガーナとコートジボワールの間の海洋境界画定に関する紛争を審理するために設置された上記の裁判官から成る国際海洋法裁判所特別裁判部（以下、「特別裁判部」とする。）は、

裁判官評議の後、

国連海洋法条約（以下「海洋法条約」または「条約」とする。）の288条1項及び290条1項並びに国際海洋法裁判所規程（以下「ITLOS 規程」とする。）の15条2項、21条及び25条を考慮し、

国際海洋法裁判所規則（以下「ITLOS 規則」とする。）の89条、90条及び107条を考慮し、

ガーナ共和国（以下「ガーナ」とする。）がコートジボワール共和国（以下「コートジボワール」とする。）に対し送付した2014年9月19日付の通告書並びに「請求及びその根拠の記載」（Notification and the “Statement of the claim and grounds on which it is based”）（以下「請求通告書」とする。）が、「ガーナとコートジボワールの間の海洋境界線に関する紛争」において海洋法条約附

属書Ⅶに基づく仲裁手続を開始したことを考慮し、

2014年12月3日にガーナとコートジボワールの間で締結された特別協定(以下「合意付託協定」とする。)が、大西洋におけるガーナとコートジボワール間の海洋境界線に関する紛争を、ITLOS 規程15条2項に基づき海洋法裁判所の特別裁判部に付託することとしたことを考慮し、

2015年1月12日付の海洋法裁判所命令で、同裁判所はガーナとコートジボワールによる特別裁判部の設置の要請に応じることを決定したことを考慮し、

2015年2月27日に、コートジボワールが、海洋法条約290条1項の規定に従い暫定措置の指示を求める要請書を特別裁判部に提出したことを考慮して、次の通り命令する。

1. 2015年2月27日に、コートジボワールは、上述の紛争において、海洋法条約290条1項に基づき、暫定措置の指示を求める要請書(以下「本件要請書」とする。)を当特別裁判部に提出した。
2. 同日に、国際海洋法裁判所書記は、ガーナ代理人に本件要請書の認証謄本を送付した。
3. 2014年12月3日に、ガーナとコートジボワールは、両国の間で合意され本件合意付託協定に添付された協議議事録に、次のことを合意したことを記録した。

「ITLOS 規程15条2項の定めるところに従い設置される特別裁判部は、5人の裁判官から成るものとし、うち2人を ITLOS 規程17条の規定に従い両国が選定する2人の特別選任裁判官とする。この特別裁判部の構成は、両国の同意を得て国際海洋法裁判所が決定するものとする。これに関して、両国は下記の者について同意した。

Bouguetaia 裁判官

Paik 裁判官

Wolfrum 裁判官」

4. 本件合意付託協定において、ガーナは国際海洋法裁判所に対し、Thomas

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令
Mensah 氏を特別裁判部の特任裁判官として選定したことを通知し、また、コートジボワールは同裁判所に対し、Ronny Abraham 氏を特別裁判部の特任裁判官として選定したことを通知した。

5. 2015年1月12日に、国際海洋法裁判所は、特別裁判部の構成を、両当事国の同意を得て次の者に決定した。

裁判部長：Bouguetaia

裁判官：Wolfrum 及び Paik

特任裁判官：Mensah 及び Abraham;

6. 特任裁判官の選定について両当事国から異議が出されず、また、当裁判所からも異議が出されなかった。

7. 2015年3月28日に開かれた公開廷において、Thomas Mensah 氏と Ronny Abraham 氏が、ITLOS 規程の11条と17条6項に基づき必要とされる厳粛な宣言を行った。

8. 本件合意付託協定において、ガーナ政府は Marietta Brew Appiah-Opong 女史（検事総長兼司法大臣）をガーナの代理人に任命し、また、コートジボワール政府は Adama Toungara 氏（石油・エネルギー省大臣）をコートジボワールの代理人に、Ibrahima Diaby 氏（石油・エネルギー省炭化水素局長）を共同代理人に任命した。

9. 2015年3月23日付の書簡で、ガーナ代理人は、裁判所書記に対し、ITLOS 規則56条2項の規定に基づき、Akua Sena Dansua 女史（駐ドイツ・ガーナ大使）をガーナの共同代理人に任命したことを、通知した。

10. 2015年3月3日に、当特別裁判部長は、ITLOS 規則73条に基づき、コートジボワールとガーナの代理人及び補佐人と電話会議を行い、弁論の手続きに関して両当事国の見解を確認した。

11. 2015年3月3日に、裁判所書記は、コートジボワールの代理人に対し ITLOS 規則63条1項及び2項に基づき補足証拠書類を提出するよう要請し、2015年3月9日にコートジボワールは要請された書類を提出した。同日に、これらの書類の写しがガーナに送付された。

12. 2015年3月6日付の命令で、当特別裁判部長は、ITLOS 規則90条2項の規定に基づき、口頭弁論の開始日を2015年3月29日に定めた。この命令は、2015年3月6日に両当事国に通知された。
13. 2015年3月11日付の書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—国際海洋法裁判所協力関係協定（以下「国連との協力関係協定」とする。）に基づき、国連事務総長に対し本件要請書を通知した。
14. 2015年3月12日付の口上書で、裁判所書記は、ITLOS 規程24条3項に基づき、海洋法条約締約国に対し本件要請書を通報した。
15. 2015年3月23日に、ガーナは、ITLOS 規則90条3項の規定に従い、当特別裁判部に陳述書（Written Statement）を提出した。同日に、その認証謄本がコートジボワールの代理人に送付された。
16. 2015年3月27日に、コートジボワールは追加書類を電子的な方法で提出した。同日に、この書類はガーナに送付された。
17. 2015年3月28日に、両当事国は、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項に基づき、資料を提出した。
18. 2015年3月28日に、当特別裁判部は、ITLOS 規則68条に基づき、書面手続と裁判の指揮に関して冒頭評議を行った。
19. 2015年3月28日と30日に、当特別裁判部長は、ITLOS 規則45条に基づき、裁判手続の問題に関して両当事国と協議を行った。
20. ITLOS 規則67条2項に基づき、本件要請書とその附属書類の写しが、口頭手続の開始日に公開された。
21. 2015年3月29日と30日に開催された公開廷において、下記の者による口頭陳述が行われた。

コートジボワールのために：Adama Toungara 氏（石油エネルギー大臣、
代理人）

（訳者注：以下6名の氏名及び地位・職責を省略）

ガーナのために：Marietta Brew Appiah-Opong 女史（司法大臣、代理人）

（訳者注：以下5名の氏名及び地位・職責を省略）

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令

22. 口頭手続において、両国は、いくつかの陳述用資料（写真及び裁判書類の一部抜粋を含む。）を映像画面に投影した。

23. 2015年3月30日の口頭手続において、コートジボワールは当特別裁判部に追加書類を提出した。この追加書類は、石油会社に与えられた調査許可に関するコートジボワール命令、大陸棚の外側の限界に関する西アフリカ諸国経済委員会（Economic Commission of West African States）の加盟国大臣会合の最終報告書、及び、コートジボワール前大統領によるガーナへの公式訪問の際の共同コミュニケ、である。

24. 2015年3月30日付の書簡で、裁判所書記は、両国に対し、当特別裁判部長と両国の代表者との間で行われた協議を踏まえて、ガーナは2015年3月31日までに上述の追加書面に関する意見を当特別裁判部に提出することができることを、確認した。ガーナから意見は提出されなかった。

* * *

25. 2015年3月30日に開催された公開廷において、コートジボワールの代理人は、下記の最終申立を行った。これは、本件要請書54項に記された請求を繰り返すものであった。

「コートジボワールは、特別裁判部に対し、ガーナに次のことを行うよう命じる暫定措置を指示することを、要請する。

- 係争海域における現在進行中のすべての石油探査開発活動を停止するため、すべての措置をとること、
- 係争海域における石油探査開発に対する新たな許可を与えることを、差し控えること、
- 係争海域においてガーナまたはガーナの許可を得て行われたまたは行われる過去、現在または将来の探査活動から得られたまたは得られる情報が、コートジボワールを害するような方法で用いられないようにするため、必要なすべての措置をとること、
- 全般的に、大陸棚並びにその上部水域及びその下を保全するため、すべての必要な措置をとること、及び、

- コートジボワールの権利の侵害の危険を伴うすべての一方的行動と、紛争を悪化させるすべての一方的行動を、中止し及び差し控えること。」

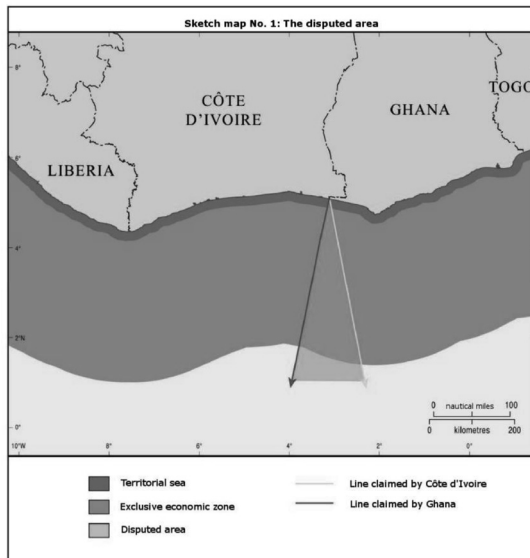
26. 2015年3月30日に開催された公開廷において、ガーナ代理人は、下記の最終申立を行った。これは、本件陳述書126項に記された請求を繰り返すものであった。

「ガーナは、特別裁判部に対し、コートジボワールの暫定措置要請を棄却するよう、要請する。」

* * *

27. コートジボワールの共同代理人は、当特別裁判部長の要請により、2015年4月8日付の書簡で、海洋法裁判所書記に対し、「係争海域」と題する概略地図1（2015年2月27日の本件暫定措置要請書5頁目に記載されている）において黄色で引かれた線の経緯度について、次の情報を通知した¹⁾。

- 1) 訳者注：参考として、その概略地図1をここに再録する。コートジボワールが提出した原文はフランス語版であるが、ここでは海洋法裁判所書記局による英訳版を掲載した。白黒で印刷されているので分かりにくいのが、両国の陸上の国境の点からやや右下方の矢印が、その黄色の線である。



【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令

「この概略地図にある黄色の線は、地点 X と地点 Y の2地点を結ぶ直線である。この2地点の経緯度は、世界測地系1984（WGS84）に依って測地原子（geodetic datum）として、次のように記される。

地点 X：西経3度6分24秒、北緯5度5分23秒

地点 Y：西経2度22分23秒、北緯1度24分10秒

28. コートジボワール共同代理人は、上記書簡において、上述の概略地図1に記載された黄色の線は、「暫定措置の裁判手続での説明のために提供した」ものである、と述べる。

29. ガーナ代理人は、当特別裁判部長の要請により、2015年4月9日付の書簡で、裁判所書記に対し、境界線の経緯度について次の情報を通知した。この経緯度は、「ガーナが、両国が長期間にわたり海洋境界線と認めていると考える」ものである。

「その経緯度は、以下である。

GPM-1*：北緯5度5分28秒4、西経3度06分21秒8

GPM-2：北緯4度47分34秒9、西経3度10分35秒3

GPM-3：北緯4度25分54秒0、西経3度14分53秒0

GPM-4：北緯4度4分59秒0、西経3度19分2秒0

GPM-5：北緯3度40分13秒0、西経3度23分51秒0

GPM-6：北緯1度48分45秒3、西経3度47分33秒6

GPM-7：北緯1度4分44秒6、西経3度56分39秒5

*陸上の国境点

これらの経緯度は、世界測地系1984（WGS-84）の地理学的経緯度システム（geographic coordinate system）におけるものであって、緯度及び経度のそれぞれについて1秒の10分の1を四捨五入した。」

30. ガーナ代理人は、上述の書簡で次のように述べた。

「ガーナは、裁判部長からのこの要請は『本件事件に関する暫定措置要請の文脈で』なされたものであることに留意した上で、これらの経緯度の提供は本件裁判手続の本案段階でガーナがとる立場に影響しないことを、希望

する。』

* * *

31. 2014年12月3日に、両当事国は、同日に締結した合意付託協定を国際海洋法裁判所に通告して、同裁判所に、大西洋におけるガーナとコートジボワール間の海洋境界画定に関する紛争を審理する特別裁判部の設置を、要請した。

32. 2015年2月27日に、コートジボワールは、海洋法条約290条1項に基づき、暫定措置要請書を当特別裁判部に提出した。

33. 海洋法条約290条1項は、次のように規定する。

「紛争が裁判所に適正に付託され、当該裁判所がこの部又は第11部第5節の規定に基づいて管轄権を有すると推定する場合には、当該裁判所は、終局裁判を行うまでの間、紛争当事者のそれぞれの権利を保全し又は海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定措置を定めることができる。」

34. 当特別裁判部は、海洋法条約290条1項に基づき暫定措置を指示するに当たり、大西洋におけるガーナとコートジボワール間の海洋境界画定に関する紛争について管轄権を一応有することを、確認しなければならない。

35. ガーナとコートジボワールは、海洋法条約の締約国である。

36. 海洋法条約288条1項は、「前条に規定する裁判所は、この条約の解釈又は適用に関する紛争であって [第15部] の規定に従って付託されるものについて管轄権を有する」、と規定する。

37. 両国は、合意付託協定により付託された紛争について当特別裁判部が管轄権を一応有することを、受け入れている。

38. このことに照らして、当特別裁判部は、本件紛争について管轄権を一応有すると認定する。

39. 海洋法条約290条1項に基づき当特別裁判部が暫定措置を指示する権限は、終局裁判 (final decision) を行うまでの間、紛争当事国のそれぞれの権利を保全または海洋環境に対する重大な害を防止することを、目的とする。

40. 当特別裁判部は、本案の判決でいずれかの国に属すると認められる可能

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令

性のある権利を保護することに、関心を持たなければならない。

41. 当特別裁判部は、「紛争当事国の権利に対して回復不可能な侵害 (irreparable prejudice) ²⁾ が引き起こされ……るほどの現実かつ差し迫った危険がある」と認定しない限り暫定措置を指示することができない (ルイザ号事件 (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、暫定措置、2010年12月23日命令、*ITLOS Reports 2008–2010*, p. 58, at p. 69, para. 72)。

42. これに関して、暫定措置を指示する権限を行使するためには緊急性が必要である、つまり、終局判決 (final decision) を言い渡す³⁾ 前に、争われている権利に回復不可能な侵害が生じうるような現実かつ差し迫った危険を回避する必要がある (サンファン川沿いのコスタリカにおける道路の建設事件 (ニカラグア対コスタリカ) ; 国境地域においてニカラグアが行う活動事件 (コスタリカ対ニカラグア)、暫定措置、2013年12月13日命令、*I.C.J. Reports 2013*, p. 398, at p. 405, para. 25を見よ)。

43. 回復不可能な侵害の差し迫った危険が存在するかどうかは、すべての関連要因に照らして事件ごとに判断するしかない。

44. コートジボワールが要請する暫定措置は、「本件紛争の対象となっている事項 (subject) であり国連海洋法条約から生じる権利である排他的な主権的権利」の3つの種類の権利を保全するためのものである、という。

45. コートジボワールによると、同国が請求する権利が関係するのは、両国の請求が対立している「三角形の形をした係争海域」である。つまり、コートジボワールが「[係争海域の] 北側にある陸上国境線の標柱を起点とする南東方向の境界線」を請求しているのに対し、ガーナは、「同じ陸上国境線の標柱を起点とする南西方向の境界画定線を引く」ことを請求している、という。

2) 訳者注：暫定措置の文脈でこの語が用いられることが多いが、irreparable damage や irreparable harm の語が用いられることもある。本資料では、いずれについても「回復不可能な侵害」と訳した。

3) 訳者注：この語は、本件命令33項・39項を踏まえての記述であるから、海洋法条約290条1項の“final decision” (公定訳は「終局裁判」) を指すことは明らかである。ここでは、文脈に合わせて「終局判決」(本件命令の74項及び75項を含む。) と公定訳の「終局裁判」の両方を用いたが、原語は同じである。

46. コートジボワールは、係争海域において、「コートジボワールの海底及びその下にある資源を探索し及び開発する権利」を請求しており、「そこにおいて、地震調査 (seismic studies) を行い及び掘削し、また主な海底インフラを構築する」、という。

47. コートジボワールはまた、係争海域における「自国の天然資源に関する秘密情報についての排他的権利 (the right to exclusive access)」を請求しており、この権利は海洋法条約77条が定める大陸棚を探索し及びその天然資源を開発する沿岸国の主権的権利の一つであると主張し、またこの主権的権利は「大陸棚の資源の探索及び開発に必要なかつこれに関係するすべての権利を含む」、と主張する。

48. コートジボワールは更にまた、「探索開発活動を行う石油会社を選定する権利、及び、自国の最善の利益のために及び自国の判断で石油と環境に関する条件を自由に定める権利」を、請求する。

49. コートジボワールは、その請求の根拠として、海洋法条約の2条2項、56条1項、77条1項、81条及び246条5項を、援用する。

50. そして、コートジボワールはまた、石油開発契約を与えるための条件に関して、ガーナの法律は「国際基準に合致していない」こと、及び、係争海域 (Jubilee 油田) に隣接する油田の近年の開発は「多くの技術的失敗をもたらしたことがすでに証明されている」ことを、主張した。

51. これに対し、ガーナは、コートジボワールが求める暫定措置は「全くの理論上の権利を根拠としており」、その権利はコートジボワールが「新規に請求している」権利である、と主張する。

52. ガーナはまた、「ガーナとコートジボワールは海洋境界線を共有しており、正式に画定されたものではないにせよこの境界線は多くの方法で何十年にもわたりお互いに認め合ってきたものである」こと、「この慣習的な境界線は国際法に基づいている」こと、「等距離線に基づく慣習的境界線のガーナ側で行われている活動は何十年もの間その場所で行われてきたものであ」ってコートジボワールから異議が出されずまた抗議も受けていないこと、及び、「コートジ

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令
ボワールは、ガーナと同一の等距離線をきちんと尊重してきた」こと、を主張する。

53. ガーナは、「コートジボワールが申し立てている活動が新規の活動であるとか、同国がその活動をつい最近知ったばかりであることを示す証拠を、何ら提示していない」、と主張する。

54. ガーナの主張によると、コートジボワールが前述46項で言及した権利について、当該海域における「長期にわたってのガーナの石油活動に対し、異議が出されることはなかった」が、それは「コートジボワールは権利を有していなかったし、現在も権利を有していない」からである。という。

55. ガーナは、コートジボワールが前述47項で言及した権利は、海洋法条約の特定の条文に基づいておらず、「コートジボワールは、情報に対する権利が侵害されたと新たに主張するが、その権利の法的存在の根拠を確証しておらず」、また、「コートジボワールは情報に対する権利について法的権威を引用してもいない」、という。

56. そして、ガーナは、コートジボワールが前述50項で言及した主張について、ガーナの資源開発許可（concessions）⁴⁾の「運用は、透明性を確保しており、契約上の約束、最良の産業慣行及び最高の国際基準（世界銀行の国際金融公社（IFC）の環境上及び社会上の基準を含む。）に完全に合致している」、と主張した。

57. さて、暫定措置が要請されている裁判所は、裁判手続のこの段階では、紛争にかかる権利義務に関する両国の請求を解決する必要はないし、両国が保護を求めようとしている権利が存在しているかどうかを確定的に決めるよう求められてもいない（国境地域においてニカラグアが行う活動事件（コスタリカ

4) 訳者注：“concession”の訳語は様々であり、定訳はない。国際法学においては、1960年代前後から、特に投資保護（更に特に外国企業による資源開発）との関係でよく見られた。ガーナによるこの concession は、日本の法制上は鉱業権設定の許可（鉱業法21条1項）に近いと思われるが、その内容や法的効果、手続きなど国により大きく異なるため、日本の法制上の用語を無理に当てはめるのは適切とはいえない。ここでは、文脈に合わせた意味を示すことにし、「資源開発許可」と訳した。

対ニカラグア)；サンファン川沿いのコスタリカにおける道路の建設事件(ニカラグア対コスタリカ)、暫定措置、2013年11月22日命令、*I.C.J. Reports 2013*, p. 354, at p. 360, para. 27を見よ)。

58. したがって、当特別裁判部は、暫定措置を指示するに当たって、両国の対立する請求を取り上げる必要はなく、また、当特別裁判部は、コートジボワールが本案の裁判で請求し保護を求める権利が少なくとも存在する見込みがある(plausible)ことを、確認すれば足りる。

59. ガーナは、自身がコートジボワールに対し海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁手続を開始したわけであるから、両国間の海洋境界線に関する紛争が存在し係争海域に対し両国の請求が対立していることを、認識している。

60. 本件暫定措置の裁判手続の文脈においてかつ本案の終局裁判までの間において、係争海域は、コートジボワールが引いた線の経緯度(前述27項)とガーナという両国間の海洋境界線の経緯度(前述29項)の間の海域を指す。

61. 当特別裁判部の見るところ、コートジボワールが請求している権利は、領海とその下に対する主権(海洋法条約2条2項)と大陸棚の探査とその天然資源の開発の主権的権利(海洋法条約56条1項と77条1項)を含んでおり、その主権的権利は大陸棚の探査とその天然資源の開発に必要なまたはこれらに関連するすべての権利を含んでいる。

62. 当特別裁判部は、本件事件の状況において、コートジボワールは、同国が本件係争海域において保護を求める権利の存在の見込みがあることを示す十分な資料を提出している、と判断する。

63. 当特別裁判部は、コートジボワールが請求している権利と同国が求める暫定措置の間に関連性がある、と判断する(サンファン川沿いのコスタリカにおける道路の建設事件(ニカラグア対コスタリカ)；国境地域においてニカラグアが行う活動事件(コスタリカ対ニカラグア)、暫定措置、2011年3月8日命令、*I.C.J. Reports 2011*, p. 6, at p. 18, para. 54を見よ)。

64. コートジボワールは、海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため暫定措置の指示を要請している。

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令

65. そして、コートジボワールは、「ガーナのために及びガーナの名前で現在行われている石油関連活動は、これが当該係争海域内で行われているかその付近で行われているかに関わらず、すでに汚染事故を引き起こしている」と主張し、また、「ガーナは石油活動を実効的に監視しておらず」、「同国の法的枠組みが不十分である」ため、ガーナの相当の注意（due diligence）の欠如が際立っている、と主張した。

66. これに対し、ガーナは、「Jubilee 活動を開始した時から、ガーナの海岸に油膜が到達するような石油汚染事故はない」とし、また、継続的な監視は法的な義務でありガーナの環境保護法制はこの地域において最も厳しい、と主張した。

67. さて、当特別裁判部は、コートジボワールは、係争海域においてガーナが行う活動は海洋環境に対して生ずる重大な害の差し迫った危険をもたらすとする自国の主張を支えるだけの十分な証拠を提示していない、と判断する。

68. しかし、当特別裁判部は、海洋環境に対して生ずる重大な害の危険について、強い懸念を有している。

69. 海洋法条約192条は、海洋環境を保護し及び保全する義務を国に課している（レイザ号事件（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国）、暫定措置、2010年12月23日命令、*ITLOS Reports 2008–2010*, p. 58, at p. 70, para. 76を見よ）。

70. 海洋法条約193条は、国は自国の環境政策に基づき自国の天然資源を開発する主権的権利を有すると定めるが、また、この権利は「海洋環境を保護し及び保全する義務に従い」行使されるべきことも規定している。

71. また、

「自国の管轄または管理の下における活動が他の国の環境または国の管理の下にない場所の環境を尊重することを確保するべき国の一般的義務の存在は、今日、環境に関する国際法の体系の一部である。」

（核兵器使用合法性事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 1996*, p. 226, at pp. 241-242, para. 29）

72. 当特別裁判部の見るところ、この状況において、両国は「海洋環境に対する重大な害を防止するため、慎重さと注意 (prudence and caution) をもって行動すべき」である (ルイザ号事件 (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、暫定措置、2010年12月23日命令、*ITLOS Reports 2008-2010*, p. 58, at p. 70, para. 77; また、みなみまぐる事件 (ニューゼaland対日本; オーストラリア対日本)、暫定措置、1999年8月27日命令、*ITLOS Reports 1999*, p. 280 at p. 296, para. 77; 深海底活動責任事件、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 46, para. 132を見よ)。

73. 海洋法裁判所が以前述べたように、「協力する義務は、海洋法条約第12部と一般国際法に基づく海洋環境の汚染の防止における基本原則であり、当裁判所が条約290条に基づき保全することが適当であると考える権利はそこから生じる」(MOX工場事件 (アイルランド対イギリス)、暫定措置、2001年12月3日命令、*ITLOS Reports 2001*, p. 95, at p. 110, para. 82; また、ジョホール海峡埋め立て事件 (マレーシア対シンガポール)、暫定措置、2003年9月10日命令、*ITLOS Reports 2003*, p. 10, at p. 25, para. 92; 西アフリカ地域漁業委員会事件、2015年4月2日勧告的意見、para. 140⁵⁾を見よ)。

74. 当特別裁判部は、海洋法条約290条1項に基づき、当特別裁判部が終局裁判を行うまでの間、紛争当事国の権利に回復不可能な侵害が引き起こされるような現実かつ差し迫った危険があると判断するときは、暫定措置を定めることができる。

75. コートジボワールは、次のように主張している。

「特別裁判部は、暫定措置を指示して、コートジボワールが自国の主権的権利を十分に行使しうることを確保するため、コートジボワールの主権的権利を保全しなければならない。特別裁判部が海洋境界線について終局判決

5) 訳者注: *ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 43, para. 140. なお、ジョホール海峡埋め立て事件の表記に「暫定措置」の語が抜けていた (仏語も同じ) ので、付加した。

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令

を言い渡す場合、暫定措置によって、その判決の実効性が奪われないよう防止することができる。」

76. コートジボワールはまた、「そのために、係争海域における一方的な石油活動は両国の権利を保全するために排除されなければならない」、という。

77. コートジボワールの主張によると、本件係争海域におけるガーナの一方的な活動が継続すると、「これらの資源の開発が行われる時期、方法及びその条件を決定するコートジボワールの主権的権利を回復不可能な形で奪うことになるばかりか、開発を行うかどうかの判断すら奪うことになりかねない」、という。

78. コートジボワールは、次のように主張する。

「掘削は、その性質上不可逆的なものである。なぜなら、一度岩石が破壊されると、それは修復できないからである。確かにセメントで立坑 (shaft) を塞ぐことはできよう。しかし、覆工 (lining) は残る。土壌を元の状態に戻すことはできない。したがって、判例法に由来する海底及びその下への恒久的かつ不可逆的な損害の基準は、本件事件において満たされている。」

79. コートジボワールによると、「ガーナと民間石油会社が当該係争海域の天然資源に関する情報を過去及び現在において収集することは、紛争の対象であるコートジボワールの権利の重大な侵害であり、したがって、コートジボワールが被る損害は「不可逆的である。なぜなら、情報は拡散するものであり生物資源と異なり交渉力は二度と得られないため、原状回復が不可能であるからである」。

80. コートジボワールによると、「このことは、係争海域でのすべての活動を排除することを必ずしも意味するものではなく、最終的に言い渡される司法的判断を害しない範囲である場合に限り、係争海域での活動は適法である」、という。

81. そして、コートジボワールは、「ガーナの沖合石油産業の『廃業』を求めているのではなく、「ただ単に現在進行中の活動を停止することを要請しているに過ぎない」、と述べた（訳者注：下線部（原文ではイタリック体）の強調

は原文ママ)。

82. これに対し、ガーナは、自国が請求している主権的権利は、「もしコートジボワールが要請する暫定措置が命じられたら、深刻な被害を受けることになる」、と主張する。

83. ガーナによると、「コートジボワールが求めていることは、十分に成熟しているガーナの沖合石油ガス産業の大半を廃業させるような命令である」、という。

84. ガーナはまた、「TEN 油田のすべての活動を停止する命令」は「資金的な破滅」をもたらすものであり、「(2006年以降) 9年間にわたり行われてきた Deepwater Tano 許可区域 (TEN 油田を含む。) での莫大な投資に回復不可能な侵害の恐れを生じさせるものである」、という。

85. ガーナは、この計画の停止は、「建設を進めるための施設と装置の両方についてすでに行われてきた投資に対し、最大の影響を有するものであり」、「その装置の質は劣化することになり、ガーナは請負業者をすべて失う可能性がある」、と説明する。

86. ガーナの主張によると、「コートジボワールは、事実として自国の権利への被害の危険があることを示せていないし、本件裁判の終結時に損害賠償金で直ちに償われうることを考えると、同国が指定する被害が『回復不可能である』と法的に評価されることも示せていない」、という。

87. そして、ガーナはまた、「コートジボワールが本件裁判期間において被ることになる損失とは、特別裁判部が最終的にコートジボワールの領域内にあると判断した海域においてガーナが行った石油産出から得られる収益のみである」が、「これは純粋に金銭的な損失であって、損害賠償判決の対象とすることができる」、と述べた。

88. さて、当特別裁判部の見るところ、大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するためコートジボワールが請求している主権的権利については、石油の産出から得られる収益の損失は将来における適当な救済 (compensation) の主題となりうるにせよ、係争海域においてガーナが行っている進行中の探索開

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令

発活動は大陸棚の物理的性格を改変するものである。

89. 回復不可能な侵害の危険が存在するのは、特に、活動が係争海域の物理的性格を重大にかつ恒久的に改変する場合である。

90. その場合、その救済の性質が何であれ、どのような方法によっても海底及びその下に関して原状を回復することはできない。

91. もし当特別裁判部が本案裁判での決定において係争海域のすべてまたは一部がコートジボワールに属すると判断した場合、この状況は、回復不可能な方法でコートジボワールの権利に影響を及ぼす可能性がある。

92. また、コートジボワールが請求している別の権利（大陸棚の天然資源に関する秘密情報についての排他的権利）についてであるが、ガーナは、その陳述書で、「採掘された石油についての情報は、石油産出における標準的な慣例と収益会計に従って詳しく記録されている」と述べ、また、「係争海域で現在収集された情報は適切に記録する予定であり、ガーナは、本件裁判が終結し命令があればコートジボワールにその情報を提供するつもりである」、と述べている。

93. 当特別裁判部は、この92項で述べたガーナによる保証と約束を、記録にとどめる。

94. 大陸棚に対する沿岸国の権利は、大陸棚の探査とその天然資源の開発に必要な及びこれに関係するすべての権利を含むが、大陸棚の資源に関する情報についての排他的権利はこれらの権利に含まれる見込みがある（plausibly）。

95. もし当特別裁判部が本案裁判での決定において係争海域のすべてまたは一部においてコートジボワールが権利を有すると判断した場合、係争海域の資源に関する情報の取得と利用は、コートジボワールの権利に回復不可能な侵害を与える危険を作り出すことになろう。

96. したがって、ガーナが計画する探査開発活動は、当特別裁判部が本案裁判で決定を与える前に、係争海域の大陸棚とこれに隣接する水域についてコートジボワールが援用する主権的権利及び排他的権利に対し回復不可能な侵害を引き起こす可能性があり、その侵害の危険は差し迫っている。

* * *

97. ITLOS 規則89条5項に基づき、当特別裁判部は、要請された暫定措置と全部または一部異なる措置を定めることができる。

98. その暫定措置命令は、本案裁判でのいかなる決定にも影響を及ぼしてはならない。

99. 当特別裁判部の見解では、ガーナが行っている現在進行中の活動のうち掘削はすでに行われているため、その停止は、ガーナとその開発許可取得者に多大な金銭的損失を与える危険があり、また特に装置の劣化により海洋環境に重大な危険をもたらす可能性がある。

100. 当特別裁判部の見解では、係争海域でガーナによりまたはガーナのために行われるすべての探査開発活動(すでに行われている掘削活動を含む。)は、したがって、ガーナが請求している権利に侵害をもたらしガーナに不当な負担をもたらすことになる。

101. そのような命令は、また、海洋環境に害をもたらす可能性もある。

102. 他方で、コートジボワールの権利を保全するため、ガーナに対し、ガーナまたはガーナの管理下にある新たな掘削が係争海域で行われぬよう確保するためすべての必要な措置をとるよう命じることが、適当である。

103. 一方の紛争当事国が本件紛争を悪化させまたは拡大させることを回避するためにとった行動や自制行為は、その国の請求の放棄でもなくまた他方の紛争当事国の請求の受理とも解されるべきではない(サイガ号事件(第2)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、暫定措置、1998年3月11日命令、*ITLOS Reports 1998*, p. 24, at p. 39, para. 44; ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、暫定措置、2010年12月23日命令、*ITLOS Reports 2008–2010*, p. 58, at p. 70, para. 79; アークティックサンライズ号事件(オランダ王国対ロシア連邦)、暫定措置、2013年11月22日命令、*ITLOS Reports 2013*, p. 230, at p. 251, para. 99)。

104. 本件暫定措置命令は、本件事件の本案を扱う当特別裁判部の管轄権の問題についても、本案それ自体に関するいかなる問題についても、予断を与え

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令のものではなく、また、ガーナとコートジボワールのそれぞれがこれらの問題に関する主張を行う権利に影響を及ぼすものではない（ルイザ号事件（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国）、暫定措置、2010年12月23日命令、*ITLOS Reports 2008–2010*, p. 58, at p. 70, para. 80；ARA リベルタード号事件（アルゼンチン対ガーナ）、暫定措置⁶⁾、2012年11月20日命令、*ITLOS Reports 2012*, p. 326, at p. 350, para. 106；アークティックサンライズ号事件（オランダ王国対ロシア連邦）、暫定措置、2013年11月22日命令、*ITLOS Reports 2013*, p. 230, at p. 251, para. 100を見よ）。

105. ITLOS 規則95条1項の定めるところに従い、各当事国は、指示された暫定措置の遵守に関する報告書と情報を当特別裁判部に提出しなければならない。

106. 当特別裁判部は、暫定措置の実施に関して両当事国から更に情報を提供するように要請する必要がある、また、当特別裁判部長は、ITLOS 規則95条2項に基づきかかる情報を提供するように要請する権限を有する。

107. 本件事件において、当特別裁判部は、ITLOS 規程34条が定める一般規則と異なる内容を指示すべき理由がないため、各当事国は各自の裁判費用を負担するものとする。

108. 以上の理由で、

当特別裁判部は、

(1) 全員一致で、

終局裁判を行うまでの間、海洋法条約290条5項に基づき、次の内容の暫定措置を指示する。

(a) ガーナは、ガーナによりまたはその管理下で行われる新たな掘削が本命令60項で定めた係争海域で行われないよう確保するため、すべての必

6) 訳者注：英文では暫定措置の語が抜けていた（仏文はあり）ので、付加した。

要な措置をとらなければならない。

- (b) ガーナは、係争海域においてガーナによりまたはガーナの許可を得て行われたまたは行われる過去の、現在進行中のまたは将来の探査活動から得られる情報（すでに公になっているものを除く。）がコートジボワールに損害を与えるような方法で利用されることを防止するため、すべての必要な措置をとらなければならない。
- (c) ガーナは、海洋環境に対して生ずる重大な害の防止を確保するため、係争海域においてガーナによりまたはガーナの許可を得て行われるすべての活動について、厳格かつ継続的な監視を行わなければならない。
- (d) 両当事国は、係争海域における海洋環境（大陸棚及びその上部水域を含む。）に対して生ずる重大な害を防止するため、すべての必要な措置をとりまたそのために協力しなければならない。
- (e) 両当事国は、協力を継続し、また紛争の悪化に繋がるような一方的な行動を慎まなければならない。

(2) 全員一致で、

ガーナとコートジボワールは当特別裁判部に対し2015年5月25日までに本命令105項が言及する最初の報告書をそれぞれ提出することを決定し、及び、当特別裁判部長に対し、この期日以降に適切と考える情報を要請する権限を与える。

(3) 全員一致で、

両当事国はそれぞれの裁判費用を負担することを、決定する。

* * *

本暫定措置命令は、2015年4月25日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令
文書保管室に置き、他の2部をそれぞれコートジボワール共和国政府とガーナ共和国政府に送付する。

(Boualem Bouguetaia 特別裁判部長の署名)

(Philippe Gautier 国際海洋法裁判所書記の署名)

Mensah 特任裁判官が、この特別裁判部命令に個別意見を付した。

Mensah 特任裁判官の個別意見

1. 私は、係争海域に対するコートジボワールの請求について、多少の疑義がある。特に、私は、同国の請求は本案裁判において成功する十分な見通し (prospects) があるとは、思わない。しかし、私は、特別裁判部がこの請求は見込みがある (plausible) とした判断に、同意する。それは、私は「見込み (plausibility)」の基準が裁判のこの段階（つまり特別裁判部が事件の本案を扱っていない段階）で適用可能な唯一の基準であることを、受け入れているからである。私はまた、特別裁判部が、本案裁判で係争海域のいずれかの場所がコートジボワールに属すると判断した場合、その海域でガーナが行った活動がコートジボワールが請求している権利を侵害する危険がありその危険は差し迫っている、とした判断に同意する。したがって、私は、当該海域においてコートジボワールが請求している権利を保護するために暫定措置を命じることは本件事件の状況において適当であるとしたことに、同意する。
2. しかし、私は、コートジボワールが要請した第一の暫定措置は与えられるべきでない、と考える。コートジボワールが特別裁判部に要請したのは、ガーナに対し「係争海域における現在進行中のすべての石油探査開発活動を停止す

るため、すべての措置をとること」であった。私は、かかる命令が本件事件において適当であるとは思わない。

3. 海洋法条約290条1項は、特別裁判部に対し（及びその他の権限ある裁判部に対し）、「終局裁判を行うまでの間、紛争当事者（the parties to the dispute）のそれぞれの権利を保全し又は海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に応じて適当と認める」暫定措置を定める権限を与えている。国際司法裁判所（ICJ）が、また暫定措置が求められた他の国際裁判所が、繰り返し強調してきたように、暫定措置の目的は、「終局裁判を行うまでの間、裁判当事者（the parties in the case）のそれぞれの権利を保全すること」である（訳者注：下線部（原文ではイタリック体）の強調は原文ママ）。

4. 国際司法裁判所は、1996年3月15日のカメルーン／ナイジェリア領土海洋境界事件の命令で、次のように説明した。すなわち、「したがって、当裁判所は、暫定措置によって、後にいずれかの当事国に属すると認められる可能性のある権利を保全することに、関心を持たなければならない」。つまり、特別裁判部が命じる暫定措置は、措置を要請した側の当事者の権利の保全だけでなく、他の紛争当事者の権利の保全も、その目的としなくてはならない。言い換えると、特別裁判部が定める措置は、後に「原告か被告のいずれかに属する」と認められる可能性のある権利を、保護するようなものでなくてはならないのである（カメルーン／ナイジェリア領土海洋境界事件、暫定措置、1996年3月15日命令、*I.C.J. Reports 1996*, p. 13, at p. 21, para. 35）。

5. 裁判所が暫定措置の要請を検討するとき、裁判所は様々な権利に必ず直面する。つまり、対立する裁判当事者が、様々な権利を請求するのである。ほとんどの事件において、これらの権利は対立する。このような状況において、裁判所は、当事国の互いに相異なる様々な権利の軽重を判断しなくてはならない。

6. ガーナが適切に主張したように、ガーナが係争海域で行ったあるいは許可を与えた探査開発活動は「新規のものでない」。ガーナの主張は、当時のコートジボワール大統領が発した命令に従って、ガーナが非常に長期間（「40年以上」）にわたって、等距離線をガーナとコートジボワールの境界線とみなして

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令

いた、とするものである。ガーナは、この等距離線を「国際的境界線」として扱ってきた。それは、すべての資源開発協定において、地震調査その他のすべての探査活動において、すべての掘削開発活動において、そしてコートジボワールその他の国とのすべての連絡のやり取りにおいて、一貫してそうしてきたのである。ガーナは、無思慮にあるいは不当に係争海域での活動を許可したことを否定し、また、ガーナは、コートジボワールはこれらの活動を完全に知っておりその活動の一部を事実上促進してきた、と主張した。いずれにせよ、ガーナは、コートジボワールは本件事件を仲裁に付託する以前はこれらの活動のいずれについても異議を唱えていなかった、と主張した。したがって、ガーナによれば、コートジボワールはこれらの活動のいずれについても異議を唱えることはもはや認められないことになる。

7. ガーナはまた、コートジボワールが要請する暫定措置、特に「係争海域におけるすべての探査開発活動を停止する」ようガーナに命じることは、「ガーナの石油産業に致命的な打撃を与え、大混乱を引き起こし、そして何年もの間にわたって経済発展を妨げる」ことになる、と述べた。ガーナは、係争海域でのすべての活動を止める命令は「ガーナに対し、またガーナの請負業者、下請け業者、利害関係者及びその融資団体に対し、重大な結果をもたらす」ことになる、と主張した。ガーナによると、「これほどの規模と複雑さを持つ巨大プロジェクトであるため、無数の請負業者、下請け業者、利害関係者及び融資団体が、極めて複雑に相互に関わっている」、という。

8. ガーナは、「このようなプロジェクトを途中で停止させるのは、物理的に非常に困難であり、すべての利害関係者に莫大な金銭的損害を引き起こすことは避けられない」、と主張した。したがって、ガーナは、係争海域における探査開発活動を停止させる命令は、ガーナだけでなくこれらの活動に従事する者にも、「重大かつ壊滅的な結果」をもたらすことになる、と主張した。

9. ガーナはまた、係争海域でのすべての探査開発活動を停止する命令は、海洋環境について重大かつ壊滅的な結果をもたらすことになる、と主張した。例えば、同国は、すでに掘削されているいくつかの油井が氾濫して海洋環境に重

大な損害を引き起こす現実の可能性があると主張した。

10. ガーナは更に、コートジボワールが係争海域でのガーナの活動から被ることになる損失は金銭的損失のみであって、したがって、特別裁判部が判示する適当な賠償金で償うことが可能であると主張した。したがって、ガーナは、こういった損失は「回復不可能な侵害」を構成せず、したがって暫定措置命令を正当化しない、と主張した。

11. これに関して、ガーナは、陳述書で、「採掘された石油についての情報は、石油産出における標準的な慣例と収益会計に従って詳しく記録されている」、と述べた。コートジボワールが請求している別の権利(大陸棚の天然資源に関する秘密情報についての排他的権利)についてであるが、ガーナは、(同じくその陳述書で)「係争海域で現在収集された情報は適切に記録する予定であり、ガーナは、本件裁判が終結し命令があれば」、その情報は、コートジボワールが利用できるようにするつもりであると述べた。実際のところ、ガーナは、本件裁判が終結し命令があれば、コートジボワールに対して係争海域で採鉱された石油に関する情報と係争海域における大陸棚の天然資源に関するすべての情報を提供する、という保証と約束を書面で与えており、特別裁判部は、この保証と約束を記録にとどめている。

12. こういった状況に鑑みて、私は、コートジボワールが要請した主な暫定措置を實際上拒否することとした当特別裁判部の判断を支持し、かつ完全にこれと同意見である。コートジボワールが要請したその暫定措置は、ガーナに対し、「係争海域における現在進行中のすべての石油探査開発活動を停止」し、「係争海域における石油探査開発に対する新たな許可を与えることを、差し控える」よう、命じるものであった。

13. 私は、特別裁判部の本件暫定措置命令に同意する。特別裁判部は、この暫定措置において、ガーナに対し係争海域で新たな探査開発の掘削を行わないよう差し控えることを命じた。この命令は、両当事国の利益と権利を適切に考慮している。この命令は、原告と被告両方の権利を保護しようとするものである。私の見解では、この命令は、係争海域におけるガーナの活動は合理的であ

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件）暫定措置命令
ることを認めたものであり、また、これらの活動は正当でありコートジボワールの十分な了知と黙認の下で長期にわたって行われてきたものであるとするガーナの趣意を、受け入れたものである。

14. 私はまた、特別裁判部は、ガーナの保証と約束に留意しこれを記録にとどめることによって、本件裁判が終結した際に、特別裁判部が、係争海域の一部がコートジボワールに属すると判断する場合、またコートジボワールの何らかの権利が当該係争海域でのガーナの活動により侵害されたと結論づける場合には、ガーナは適当な賠償を行うよう義務づけられることを強調している、と考える。

(T. A. Mensah 特任裁判官の署名)

(2023年12月17日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」（JSPS 科研費19H00567）による成果の一部である。